

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 12 月 16 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「平成 15 年 10 月 21 日付け反論書の 13 ページ上から 3 行目でも記述しているとおおり、土地所有者の名義を事前に法的書類（戸籍関係書類を含む）をもって確認することが、どの法令に規定されているのか、明示されている文書」（以下「本件対象文書 1」という。）及び「反論書 13 ページの上から 13 行目に記述しているとおおり、設置を申請した橋について、将来の事故等で責任問題が発生した場合に、解決能力の所在が税金の支払証明だけでは曖昧なので、相続人全員の印があれば代表者と認められるとの発言があったが、この説明はどの法令に基づくものなのか、該当する文書等」（以下「本件対象文書 2」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は本件請求に対し、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 について、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下、本件対象文書 1 に対する処分を「本件処分 1」、本件対象文書 2 に対する処分を「本件処分 2」という。）を行い、平成 16 年 1 月 5 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 16 年 1 月 13 日、本件処分 1 及び本件処分 2 を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分 1 及び本件処分 2 を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成 16 年 1 月 5 日付け東広建竹第 290 号による行政文書不存在通知書及び平成 16 年 1 月 5 日付け東広建竹第 291 号による行政文書不存在通知書は、平成 15 年 10 月 21 日付け反論書に事実関係の詳細を記入したとおおり、処分庁（竹原支局）による

著しい人権侵害があった事実に関する法的根拠をうやむやにする意図で回答（不存在通知）されたものである。

- (2) 土地所有者の名義を事前に法的書類で確認したり、相続人全員の印があれば代表者と認められるとの発言は、法的根拠に基づいて行われた行政処分であり、当該根拠を記載した文書等がないとの不存在通知は、常識では全く考えられない処分であることから、当該文書を隠匿している疑義がある。
- (3) 上記の内容のとおり、常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義があることから、人権侵害の行政処分ではないと主張する処分庁の法的根拠を記載した文書のすべてを速やかに開示するよう要求する。
- (4) 平成15年10月21日付け反論書などにも明記したとおり、平成15年度固定資産税納税通知書に係る固定資産課税証明書を提示し、申請した土地の実質的な管理者であることを証明したが、それでも証明がまだ不十分だと言われた。
- (5) 橋梁設置申請に係る不許可処分の理由は、「必要不可欠性がない」というものであり、相続人全員の印がないことは不許可処分の理由とはされていない。また、戸籍（除籍簿）を踏まえても不許可処分の理由とはされず、当初から不許可処分の方針が決定していたものを担当職員が絶大なる裁量権を濫用し、申請人をあれこれと弄んだだけのことであるという矛盾が生じることから、開示請求の対象とした文書は当然に存在していることと思料されるため、これを適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

1 反論書について

異議申立人が開示請求書で述べている反論書とは、異議申立人の親（以下「本件申請者」という。）からの砂防指定地内制限行為許可・砂防設備占用許可申請（以下「本件申請」という。）を東広島地域事務所において不許可にした事案について、異議申立人が本件申請者の代理人として提起した審査請求に係る文書であり、東広島地域事務所が審査庁に提出した弁明書に対する意見を記載したものである。

2 本件処分1について

本件申請は、県道と本件申請者の縁故者名義の土地（以下「本件土地」という。）の間に橋りょうを設置するために許可を求めるものであった。

縁故者とはいえ、他人の土地への橋りょうを設置するのであるから、当該縁故者の関係相続人の同意がなければ、橋りょうの設置は不可能である。

本件申請については、本件土地の名義人は本件申請者の縁故者であることから、本件土地に係る申請者の権利関係を確認する必要があった。

名義人が死亡している土地について権利者を客観的に把握しようとするれば、土地登記簿及び戸籍謄本を確認することは、業務の中で一般的に行われていることである。

異議申立人は、「法的書類（戸籍関係書類を含む）をもって確認することが、どの法令に規定されているのか、明示されている文書」を開示請求しているが、このように一般的な取扱いを本件申請の審査に援用したものであり、異議申立人が開示請求したような文書は存在しない。

3 本件処分2について

「相続人全員の印があれば代表者と認められる」との発言を記録した文書は存在していないので、当該発言があったとされる経緯は不明である。

しかし、特定の土地について権利者が複数いる場合に、そのうち1名が、特定の行為に関して代表者と認められるためには、他の権利者の同意が必要であることは、社会通念上明らかなことである。

そして、本件申請の許可に当たっては、他の権利者が特定の個人を代表者と認めたという事実を記録として残す必要があるため、同意に係る文書の提出を求めたものと推測される。

このように、上記の発言は社会通念上の常識に基づいて発言したものと考えられ、異議申立人が主張しているような文書は存在しない。

以上のことから、条例第2条第2項に規定する行政文書として、異議申立人の主張の趣旨に合致するものは存在しないため、開示することはできないとした本件処分1及び本件処分2は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件請求は、「法的書類（戸籍関係書類を含む）をもって確認することが、どの法令に規定されているのか、明示されている文書」及び「相続人全員の印があれば代表者と認められるとの発言があったとされている説明が、どの法令に基づくものなのか、該当する文書」の開示を求めたものであり、実施機関は、作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分1及び本件処分2の妥当性について

当審査会が実施機関に聴取したところ、工作物を定着させることとなる土地の権利関係を土地登記簿等により確認を行ったり、本件土地のように名義人が死亡している場合は、戸籍関係書類によって相続人についても確認しているが、これらの行為は法令の規定に基づいたものではないと説明する。

また、土地の権利が複数の相続人に帰属する場合、すべての相続人が承知しているかどうかを確認するため、相続人の同意書等を求める場合もあり、この行為も法令の規定に基づいたものではないと説明する。

そこで、当審査会において、砂防指定地内河川における橋りょう設置許可に関する法令を見分したところ、戸籍関係書類等により関係土地の権利関係を確認することについての規定は見当たらなかった。

以上のことから、法令の規定によるものではなく一般的に行っているため、本件対象文書1及び本件対象文書2は保有していないとする実施機関の説明に不自然さはない。

したがって、実施機関が本件対象文書1及び本件対象文書2を保有していないとして不開示（不存在）とした決定は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 11. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 11. 29	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 4. 28	・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 5. 8	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 2. 21 (平成 24 年度第 11 回)	・ 諮問の審議を行った。
25. 4. 18 (平成 25 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授